
第1章 各務原市景観計画の前提

1. 計画の目的

2. 計画の位置づけ

3. 計画の目指すもの

4. 計画の構成

第1章 各務原市景観計画の前提

1. 計画の目的

各務原市景観計画は、景観法第8条に規定する“現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定める計画”として策定したものです。

この計画は、平成16年度に基本案を策定し、平成17年度に決定した“各務原市景観基本計画”の内容を受けて策定するものであり、良好な景観の形成に関する基本的な理念や目標等は全面的に継承しています。

また、策定段階から市民や関係者の意見を聴きながら計画づくりを進めてきました。計画の実現に向けては、市民・企業・行政の協働による取り組みが大切です。

【参考】 各務原市景観基本計画

各務原市景観条例^{※1}（平成16年条例第46号）第7条に規定する“景観の形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な方向を明らかにした景観基本計画”として策定した計画です。

基本計画は平成16年度に各務原市景観基本計画策定委員会を設置し、委員会および基本計画の策定に必要な関係各部課等の調整事務を処理する幹事会で内容の議論を行い、加えて地区別意見交換会や広く市民の意見を取り入れるための市民アンケートを実施するなど、官民協働で基本案を策定しました。なお、平成17年6月に各務原市景観審議会の審議を経て、同年7月に各務原市景観基本計画の決定をしました。

【※1 各務原市景観条例】

平成16年10月1日に地方自治法に基づき、個性豊かで潤いのある景観を守り、育て、開発と保全との調和のとれた快適で魅力ある市の創生に寄与することを目的として、優れた景観の保全と創造に関し、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、景観形成施策及び行政上の指導、助言又は要請に関する事項等について定めた条例です。

一方、景観法では多くの条項において、景観行政団体が定める条例に多くの権限を委任しています。これらにより本景観計画の策定に併せて、従来の地方自治法に基づく各務原市景観条例の内容と、景観法の規定に基づく事項等を包括して定めた各務原市都市景観条例を平成18年3月29日に公布しました。なお、各務原市都市景観条例の施行（平成18年10月1日）に伴い各務原市景観条例は廃止します。

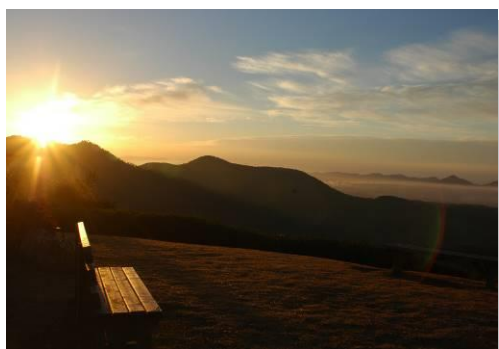
2. 計画の位置づけ

各務原市景観計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものです。

景観計画とは、現にある良好な景観を保全し、また地域の特性にふさわしい景観を形成する必要がある地区等について、良好な景観の形成に関する方針や行為の制限等を定める計画のことです。なお、景観計画を定める主体は景観法第7条第1項に規定する景観行政団体ですが、同条同項のただし書きの規定により、本市は平成17年1月6日に景観行政団体となる旨の公示を行い、同年2月7日に知事同意による景観行政団体になりました。

【参考】 景観行政団体

景観行政団体とは景観法に基づく施策を実施する主体として、同法が新たに創設、定義したものです。



うぬまの森からの眺め



市民で賑わう桜まつり（市民公園）



秋の各務野自然遺産の森



JR 鵜沼駅前広場

3. 計画の目指すもの

●都市の成長の新たな段階としての美の追求

都市の成長過程も、人間と同様、衣食足りて礼節を知る段階にきています。美には飾り立てることではなく、内面の美、必然性、客観性、社会性があること、社会、文化の文脈に沿った整合性（様式美、作法美）があること、自然の摂理にかなない、人間の安全にかなうこと、といった本質的な意味合いがあります。

こうした美意識に基づいたまちづくりを行っていくうえから、今、あらためて景観からまちづくりを考えていく必要があります。

●個性と魅力あるまちづくりで各務原の顔を見せる

住んでよかったという市民の自信、誇り、愛着心や来てよかったという観光客、来訪者が感ずる魅力、充足感によって都市の吸引力を増強していくことが、結果的に都市の繁栄へ結びついていきます。市民が各務原市とはこういう所だと説明できること、観光客や来訪者が各務原市とはああいう所だったと記憶に残し他者に語るができるような個性や魅力あるまちづくりが求められています。

●地域資産を活かす

景観は都市が持つ地域資産が形となって現れ、我々の目に映る姿であるといえます。低成長、マイナス成長時代にあって長続きする社会を維持していくために、新しいものを造り続ける努力のほかに、既存の地域資産の活用へと目を向けていく必要があります。

同時に、地域の資産のよさに気がつき、それを大切にしたい心は、人的資産として位置づけることができます。

物的資源

人的資源

●気づきの仕掛け

市民が地域の景観資源に目を向け、資源の掘り起こしを行ったときは、それにより日頃見過ごされていた本市の隠れた資産を発見するとともに、自らのなかで眠っていた内発性を目覚めさせるという気づきの仕掛けとなるかもしれません。

景観資源

市民の誇り
愛着

美しく個性的な景観に誇りと愛着をもつ

市民の誇りと愛着が景観を磨き、育てる

●自分を好きになること

守るべき景観、育てるべき景観が必ずしも貴重で立派なものとは限りません。むしろ日常生活の中にあるちょっとしたもの・なにげないものこそ保全、活用が難しいものです。

万人に広く支持される名所旧跡のみを尊ぶのではなく生活者の営みと、それから生ずる生活景観を住民が実感をもって受け止めることがなによりも必要とした柳田邦男氏の思想を引用した場合、美しい都市、すなわち本市を誇れるまち・愛されるまちとしていくために数字では計れない質的価値に注意を向ける場として本景観計画が位置づけられると考えます。

●普遍性のあるまちづくりのための共通語となる基準をつくる

都市の景観を考えるにあたっては、公共性が高いうえに、主体となる者の数が非常に多いことから、受け手によって価値観もさまざまであり、同じ対象物を見ても、人によって受け取る印象は三者三様です。美しいまち、よいまちとは何かという問題を共有するために、共通語となる基準をつくっていく必要があります。

●内発性のあるまちづくりのための場、機会をつくる

官民協働によってまちづくりを進めていくためには、市民も、行政も、能動的かつ持続的にまちづくりに取り組むことが必要であり、内側から湧き起こってくる衝動が必要でます。

●持続性のあるまちづくりのための制度をつくる

景観十年、風景百年、風土千年といわれています。家屋のライフサイクルをこえ、家族の世代交代のスパン、植物の成長スパンといった極めてスローなテンポで実現されていくものです。各務原市の景観計画を策定することは、こういった長期間にわたって持続的に進めていくまちづくりの筋道を描く、ということでもあります。

4. 計画の構成

各務原市景観計画は以下のような構成としています。

